

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3131号)

令和6年11月21日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年6月30日市広聴第409号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2 令和3年1月22日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。） 3 令和3年6月5日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2 令和3年1月22日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。） 3 令和3年6月5日付け横浜市市民局長・こども青少年局長宛て要望書について、横浜市の「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱に基づかない不適正な事務処理が発生したことに関する報告が記載されている行政文書（横浜市職員服務規程第20条に基づく報告のほか、担当者のメール等も含む。）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年2月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 「市民の声」事業では、市民の意見等（以下「意見等」という。）を「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）第3条第1項各号に掲げる3つ（「市民からの提案」（第18条）、「市長陳情及び区長陳情」（第23条）及び「市政ダイレクト広聴」（第31条））に区分（以下「3区分」という。）し、受け付けている。
- (2) 市民局広聴相談課に届いた意見等を、3区分のいずれかに該当すると判断した場合は要綱に定めるところにより処理を行い、該当しないと判断した場合は所管

する部署へ転送するなどの処理を行う。なお、意見等の内容が要綱第5条第1項に定める非受付事項に該当する場合は、形式的には3区分に該当しても、受け付けないという扱いになる。

- (3) 令和3年1月22日付要望書及び同年6月5日付要望書（以下これらを「本件各要望書」という。）は、3区分に該当しないと判断し、所管する部署へ転送した。要綱の対象外である以上、要綱に反する不適正な事務処理が発生した事実もなく、対象行政文書は作成も保有もしていない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書が存在する可能性があることから、本件処分を取り消し、開示するよう求める。
- (2) 本件各要望書には、要綱に基づく回答を求める旨を明記しており、3区分のいずれかの処理を望んでいることは明らかであるにもかかわらず、その処理を行わなかったことは、不適正な事務処理である。
- (3) 不適正な事務処理が発生した以上、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第20条に基づく義務が履行されていれば、報告のための行政文書が作成されるはずである。
- (4) 本件処分が、違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実について、弁明書に記載しておらず、違法である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件各要望書の処理において、要綱に反する不適正な事務処理を行ったことに関する報告が記載されている行政文書である。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

審査請求人は、本件各要望書には要綱に基づく回答を求める旨を明記しているのだから、その処理をしなかったことは不適正な事務処理であると主張する。しかし、当審査会が確認したところ、その旨の明記は、要綱の対象となる要件とは定められていなかった。

要綱の対象となるのは、3区分に該当する意見等であるとの実施機関の説明からすれば、これに該当しない本件各要望書は要綱の対象外であるから、これへの対応が要綱に反する不適正な事務処理となることはない。

なお、審査請求人は、横浜市職員服務規程第20条に基づき作成された報告に関する文書が存在するはずと主張するが、同条の報告は「公務上又は公務外において事故等があった場合」になされるものであり、一連の事務処理が不適正とも事故等とも認められない以上、この主張は認めることができない。

したがって、本件審査請求文書は保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 6 月 3 0 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 8 月 1 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 6 年 9 月 1 9 日 (第307回第三部会)	・ 審議
令 和 6 年 1 0 月 1 7 日 (第308回第三部会)	・ 審議